

ビックアップ 市政情報

高効率給湯器等設置費
補助制度をご利用ください

市では、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー、環境との共生を推進しています。

家庭における身近な取り組みを支援するため、家庭用高効率給湯器等設置費用の一部を補助します。

補助対象者

自ら居住する市内の住宅に補助対象給湯器等を設置する方で、次の全てに該当する方が、申請者が、設置する住宅の所在地に住民登録をしている

- ・設置する給湯器等の購入費用が10万円以上（設置に要する工事費等は除く）
- ・同一世帯に市税を滞納している方がいない
- ・同一世帯にこの事業による補助金を支給されたことがある方がいない

補助対象給湯器等

- ・自然冷媒ヒートポンプ給湯器
- ・潜熱回収型ガスまたは石油

給湯器

- ・家庭用ガスエンジン給湯器
- ・家庭用燃料電池システム
- ・ハイブリッド（複合型）給湯器
- ・空気熱ヒートポンプ温水暖房システム
- ・地中熱ヒートポンプ温水暖房システム
- ・太陽熱温水器

※平成26年4月1日以降に設置工事請負契約または補助対象給湯器が設置されている住宅購入契約を締結したものに限り。

補助金の額

給湯器等の種類にかかわらず、1世帯につき2万円（1回限り）

※受け付けは先着順

募集枠 50件

※申請件数が予定を超えた場合は補助を打ち切ります。

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付し、左記まで持参してください。

◎問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)50900



定住促進奨励金を支給します

市内に新築住宅を取得した方に定住促進奨励金を支給します。

支給対象者

市内に定住する意思をもち、新築住宅（平成25年4月1日以後に請負（売買）契約を締結し、平成25年4月1日～平成28年3月31日の間に新築したもの）に限る。取得した方で、次の全てに該当する方

- ・年齢が40歳未満
- ・配偶者または年齢が18歳未満の子を有している
- ・世帯員が市税を滞納していない
- ・同一世帯にこの事業による奨励金を支給されたことがない

奨励金の額

月額2万円を最長で36ヶ月支給します（平成26年4月1日以後の申請者に限り）。

申請手続きに必要なもの

奨励金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。

- ・支給申請書
- ・世帯全員の住民票の写し

- ・納税証明書（同居世帯のうち納税義務のある方全員）
- ・建物（取得住宅）の登記事項証明書
- ・請負（売買）契約書の写し

申請受付期間

平成28年3月31日まで

◎問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)50900

新婚世帯家賃助成金を支給します

市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯の方に、新婚世帯家賃助成金を支給します。

支給対象者

市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約（平成25年4月1日～平成28年3月31日までの間に契約をしたものに限る）を締結し、居住している新婚夫婦（助成金の申請日において、婚姻の届出をしてから3年以内の夫婦）の世帯で、次のいずれにも該当する世帯

- ・新婚夫婦の一方の年齢が40歳未満
- ・世帯員の全てが本市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠が本市にある
- ・世帯員が生活保護または入居に係る公的給付を受けていない
- ・世帯員が市税を滞納していない

助成金の額

月額1万円を最長で36ヶ月支給します（家賃の額が1万円に満たない場合の助成金額は、家賃の額を上限とする）。

申請手続きに必要なもの

助成金の支給を受けようとする方は、次の書類を添えて申請してください。

- ・支給申請書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・戸籍謄本
- ・納税証明書（同居世帯のうち納税義務のある方全員）
- ・住宅賃貸借契約書の写し
- ・家賃内訳証明書（契約書で家賃の内訳が不明確な場合）
- ※対象となる賃貸住宅の条件など、詳しくは左記までお問い合わせください。

申請受付期間

平成28年3月31日まで

◎問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係

☎(55)50900

太陽光発電システム設置費補助制度をご利用ください

地球温暖化対策の推進のため、住宅に新たに太陽光発電システムを設置される方を対象に、設置費用の一部を助成します。

補助金額

公称最大出力1kW当たり1万円(上限4kW、4万円まで)
※最大出力はkW、単位小数点第3位を四捨五入、補助金額は千円未満切り捨て

対象

平成26年4月1日以後に工事請負契約または住宅購入契約を締結したもの
※その他市税の完納などの条件があります。
※先着順で受け付けて予算の範囲を超えた時点で締め切ります。

募集枠

200kW(200万円)

申請方法

補助金交付申請書に必要書類を添付し、左記まで持参してください。

問い合わせ・申し込み

企画財政課企画調整係
☎(95)50600

小規模契約希望者登録申請の追加受付

市が発注する小規模な契約(50万円未満)の受注を希望する方の登録制度を設けています。

※有効期間は2年間です。前回登録した方も新たに登録が必要です。

有効期間

申請を受理した日の翌日から平成28年3月31日まで

注意

登録がないと、原則として市が発注する小規模な契約(物品の納入や簡易な修繕などを含む)はできません。本市との小規模契約を希望される方は必ず申請をしてください。

申請の方法

申請書類は契約管財課(市役所4階)、または各支所地域振興課に備え付けてあります。申請書類や申請の方法および登録名簿などは、市ウェブサイトの「入札・契約情報」にも掲載しています。

問い合わせ

契約管財課契約係
☎(95)50802

『さあ、

二本松を元気に』

二本松市長

新野 洋

安達太良のすそ野に、青葉若葉が目にしみる、すがすがしい季節となりました。

私もお陰様で市長に就任して無事四カ月が過ぎました。

選挙公約の一つでありました副市長の選任は、さつそく一月の臨時会で提案し、満場一致で議会の承認をいただき動きだしました。

そして初めての予算編成となった、二十六年当初予算では、選挙公約の中で、ま

ずはすぐに取り組めるものを、予算化させていただきました。子育て支援及び人口減少対策として、幼稚園・保育所の第一子への助成と第二子からの無料化。四十歳以下の方が家を建てたときに、月二万円を三年間補助。さらに特定不妊治療費の拡充。教育環境の整備として、図書館への中高生向け参考図書



昨年の安達太良山山開き

ンペーンが展開されます。これを機会に観光関連予算を増額、様々な企画を立案し、二本松を堪能していただき、地域経済の活性化と風評の払しょくにつながればと考えております。

皆様待望の屋内温水プールは、二十五メートルプール、流れるプール、ウォータースライダー付き幼児用プール等を整備し、二十八年オープンを目指し事業を進めます。ふるさと村にある屋内こども遊び場の拡張整備は、本年十二月のオープンをめざし整備を進めます。

更に家庭用の太陽光発電の補助を再開。安達、岩代、東和地域でデマンドタクシーの運行を本年十月より始めます。そしてこれからは、福島・郡山の間の谷ではなく、山を造るつもりで安達地方の三自治体が連携協力することを、三首長で約束しています。

市民の皆様と一緒に、二本松を元気にしていきたいと思っております。さらなるご支援ご協力をお願いいたします。